

いつもお世話になっております。

社会保険労務士法人アルファ・コンサルティングの小島史明です。

今回のメルマガでご紹介している旬の特集では、いよいよ10月に施行される改正育児・介護休業法の内容をとり上げています。どのような改正が行われ、どのように規程を整備しておく必要があるのか、おすすりーフと併せてご活用ください。



| 1. ㄣ お仕事カレンダー：2017年8月のお仕事カレンダー



8月のお仕事カレンダーを公開しました。今月は夏季休暇を取られる方も多いのではないのでしょうか。早めに業務の段取りをしておきましょう。↓毎月更新しているお仕事カレンダーはこちら

http://www.alphaco.jp/monthly_work_4169.html



| 2. ㄣ 精神障害による労災請求件数が過去最多を更新



長時間労働や仕事のストレスによって過重な負荷がかかり、従業員が脳・心臓疾患や精神障害を発症するケースが問題になっています。先日、この労災請求状況に関する平成28年度の集計結果が厚生労働省より発表されました。↓このニュースの続きはこちらから！

http://www.alphaco.jp/news_contents_4195.html



| 3. ㄣ 今後、関心が高まる障害者雇用納付金制度の概要



2018年4月より障害者の法定雇用率が2.0%から2.2%に引き上げられることとなり、ますます障害者雇用の重要性が高まります。障害者雇用納付金制度の内容を確認しておきましょう。

このニュースの続きはこちらから！http://www.alphaco.jp/news_contents_4181.html



| 4. ㄣ 働き方改革の中で注目を浴びるフレックスタイム制導入のポイント



政府の働き方改革も本格化し、多くの企業がより効率的な働き方を通じた労働時間の削減を進めようとしています。また近年は育児や介護などとの両立をしながら勤務する従業員も増加しており、より柔軟な労働時間制度の導入が求められています。そのような環境であることから、最近、フレックスタイム制への関心が高まっています。そこで今回は、フレックスタイム制導入時のポイントや活用イメージについてとり上げたいと思います。↓ニュースの続きはこちらから。

http://www.alphaco.jp/news_contents_4160.html



| 5. ◀ 旬の特集：2017年10月に施行される改正育児・介護休業法の内容 再改正！！



育児・介護休業法は、2017年1月に改正施行されました。その改正では、介護休業の分割取得等の内容が盛り込まれました。そして2017年3月にも再度改正され、2017年10月に施行されることになっています。そこで今回は、10月に施行される改正内容を確認します。

http://www.alphaco.jp/season_contents_4183.html



| 6. ◀ おすすめリーフ：改正育児・介護休業法のポイント



～平成29年10月1日施行～



今回のおすすめリーフレットは、「改正育児・介護休業法のポイント～平成29年10月1日施行～」です。今回の改正内容と規定例がとり上げられています。ぜひご確認ください。

「改正育児・介護休業法のポイント～平成29年10月1日施行～」を含む人事労務管理リーフレット集はこちらから！ http://www.alphaco.jp/leaflet_2.html

■リーフレット追加・更新のお知らせ

- ・雇用保険の基本手当日額が変更になります～平成29年8月1日から～
- ・高齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付の受給者の皆さまへ
平成29年8月1日から支給限度額等が変更になります。

http://www.alphaco.jp/leaflet_4.html

編 | 集 | 後 | 記 |



7月24日にテレワーク国民運動プロジェクトとして、「テレワーク・デイ」が実施されました。今回は東京オリンピックの渋滞緩和を目的としていましたが、このテレワークは、働き方を改革するための施策のひとつとして注目されています。今回の人事労務ニュースでご紹介しているフレックスタイム制と併せて、働き方のひとつとして活用できないか検討したいものです。

発行元：社会保険労務士法人アルファ・コンサルティングオフィス

〒102-0082 東京都千代田区一番町 6-4-405

発行人：小島史明 kojima@alphabenefit.com ホームページ：<http://www.alphaco.jp/>

※リンク先は、すべて当事務所のホームページとなっております。

※アルファ・ニュースのメール配信も致します。
